



中華人民共和国国家標準

GB2762—2022

食品安全国家標準

食品中の汚染物質の最大許容量

2022-06-30 公布

2023-06-30 実施

中華人民共和国国家衛生健康委員会

国家市場監督管理総局 公布

はじめに

本標準は、GB2762-2017「食品安全国家標準食品中の汚染物質の最大許容量」及び第1号修正リストを代替する。

本標準と GB2762-2017 を比較したときの主な変更は以下の通りである。

- 専門用語及び定義を変更した。
- 適用原則を変更した。
- 一部の食品における鉛の最大許容量の要件を変更した。
- 一部の食品におけるカドミウムの最大許容量の要件を変更した。
- 一部の食品におけるヒ素の最大許容量の要件を変更した。
- 一部の食品における水銀の最大許容量の要件を変更した。
- 表5における注釈用語及び注釈を付けた位置を変更した。
- 穀物及びその製品におけるベンゾ(a)ピレンの最大許容量の要件を変更した。
- 食品におけるポリ塩化ビフェニルの最大許容量の要件を変更した。
- 包装済み飲用水における汚染物質に引用された検査方法を変更した。
- 液体乳幼児用配合食品の換算割合を追加した。
- 付録Aを変更した。

食品安全国家標準 食品中の汚染物質の最大許容量

1 範囲

本標準は、食品中の鉛、カドミウム、水銀、ヒ素、スズ、ニッケル、クロム、亜硝酸鉛、硝酸塩、ベンゾ(a)ピレン、N-ニトロソジメチルアミン、ポリ塩化ビフェニル、3-MCPDの最大許容量の指標について規定している。

2 用語と定義

2.1 汚染物質

食品の生産（農作物の栽培、動物の飼育及び獣医による投薬を含む）、加工、包装、貯蔵、輸送、販売から食用に至るまでの過程で生じる、又は環境汚染により持ち込まれる非意図的に添加された有害化学物質。

本標準で規定する汚染物質とは、残留農薬、残留動物用医薬、生物毒素、放射性物質以外の汚染物質を指す。

2.2 可食部分

機械的手段（穀物の製粉、果物の皮むき、ナッツ類の殻むき、肉の骨除去、魚の棘除去、貝の殻むきなど）によって、食品原料から非食用部分を除去した後に得られる食用可能な部分。

2.3 最大許容量

食品原料及び（または）食品製品の可食部分において許容される汚染物質の最大含有量の水準。

3 適用原則

3.1 汚染物質の最大許容量が定められているかどうかに関わらず、食品の生産者と加工者はいずれも食品中の汚染物質の含有量が最小限になるよう対策を講じるものとする。

3.2 本標準では国民の健康に深刻なリスクを与える可能性のある汚染物質を挙げている。最大許容量が設けられた食品は、消費者の食事への曝露が大きく、深刻な影響を及ぼす食品である。

3.3 食品分類（名称）の説明（付録A）は、汚染物質の最大許容量の適用範囲を定義するために使用し、本標準にのみ適用される。別途規定がある場合を除き、特

定の汚染物質の最大許容量を特定の食品分類（名称）に適用する場合、当該食品分類（名称）に分類される全ての食品に適用する。

3.4 別途規定がある場合を除き、食品中の汚染物質の最大許容量は、食品の一般的な可食部分により計算する。

3.5 肉類乾燥製品、乾燥水産物、乾燥食用キノコについて、新鮮食品及びそれに応じた製品に対して最大許容量指標の要件がある場合、乾燥製品の汚染物質の最大許容量は、同一食品の生鮮食品における汚染物質の最大許容量をもとに脱水率または濃縮率を考慮した上で換算する。乾燥製品の汚染物質の含有量が同一食品の生鮮原材料の汚染物質の最大許容量より低い場合、最大許容量の要件に合致すると判断できる。別途規定がある場合を除き、脱水率または濃縮率は食品分析や生産者が提供する情報、及びその他の取得可能なデータや情報を通じて決定する。

4 指標要件

4.1 鉛

4.1.1 食品中の鉛の最大許容量指標については表 1 を参照のこと。

表 1 食品中の鉛の最大許容量指標

食品分類（名称）	最大許容量（Pb で測定） mg/kg
穀類及び穀類製品 ^a [オートミール、グルテン、粥の缶詰、具入りの麺・米製品を除く]	0.2
オートミール、グルテン、粥の缶詰、具入りの麺・米製品	0.5
野菜及び野菜製品	
生鮮野菜（アブラナ科野菜、葉菜類、豆類、生姜、イモ類を除く）	0.1
葉菜類	0.3
アブラナ科野菜、豆類、生姜、イモ類	0.2
野菜製品（野菜の味噌漬け、乾燥野菜を除く）	0.3
野菜の味噌漬け	0.5
乾燥野菜を除く	0.8
果物及び果物製品	
生鮮果物（クランベリー、グースベリーを除く）	0.1
クランベリー、グースベリー	0.2

果物製品（ジャム（ピューレ）、果物の砂糖漬け、ドライフルーツを除く）	0.2
ジャム（ピューレ）	0.4
果物の砂糖漬け	0.8
ドライフルーツ	0.5
キノコ及びキノコ製品（マッシュルーム、ひらたけ、シイタケ、ナラタケ、ポルチーニ茸、マツタケ、トリュフ、アイタケ、シロアリタケ、アンズタケ、チチタケ、きくらげ、シロキクラゲ及び以上のキノコ製品を除く）	0.5
マッシュルーム、ひらたけ、シイタケ、ナラタケ及び以上のキノコ製品	0.3
ポルチーニ茸、マツタケ、トリュフ、アイタケ、シロアリタケ、アンズタケ、チチタケ及び以上のキノコ製品	1.0
きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品	1.0（乾燥重量）
豆類及び豆類製品	
豆類	0.2
豆類製品（豆乳を除く）	0.3
豆乳	0.05
藻類及び藻類製品	
生鮮藻類（スピルリナを除く）	0.5
スピルリナ	2.0（乾燥重量）
藻類製品（スピルリナ製品を除く）	1.0
スピルリナ製品	2.0（乾燥重量）
ナッツ及び種子類（コーヒーの生豆及び焙煎コーヒー豆を除く）	0.2
コーヒーの生豆及び焙煎コーヒー豆	0.5
肉及び肉製品	
肉類（家禽の内臓を除く）	0.2
家禽の内臓	0.5
肉製品（家禽の内臓を除く）	0.3
家禽の内臓製品	0.5
水産動物及びその製品	
生鮮、冷凍水産動物（魚類、甲殻類、二枚貝類を除く）	1.0（内臓除去）

く)	
魚類、甲殻類	0.5
二枚貝類	1.5
水産製品（魚類製品、クラゲ製品を除く）	1.0
魚類製品	0.5
クラゲ製品	2.0
乳及び乳製品（生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳を除く）	0.2
生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳	0.02
調製乳、発酵乳	0.04
卵及び卵製品	0.2
油脂及び油脂製品	0.08
調味料（香辛料類を除く）	1.0
香辛料類 ^b （山椒、桂皮（肉桂）、多様な香辛料を混入した香辛料を除く）	1.5
山椒、桂皮（肉桂）、多様な香辛料を混入した香辛料	3.0
食用砂糖及びでん粉糖	0.5
でん粉及びでん粉製品	
食用でん粉	0.2
でん粉製品	0.5
ベーカリー製品	0.5
飲料類（容器入り飲用水、果物・野菜ジュース類及びその飲料、乳飲料、固形飲料を除く）	0.3
容器入り飲用水	0.01mg/L
乳飲料	0.05
果物・野菜ジュース類及びその飲料[液果及び小粒果物を含めた果物・野菜ジュース類及びその飲料、濃縮果物・野菜ジュース（液）を除く]	0.03
液果及び小粒果物を含めた果物・野菜ジュース類及びその飲料（ブドウジュースを除く）	0.05
ブドウジュース	0.04
濃縮果物・野菜ジュース（液）	0.5
固形飲料	1.0
酒類（白酒、黄酒を除く）	0.2
白酒、黄酒	0.5

カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品、及びキャンディ	0.5
冷凍飲料	0.3
特別用途食品	
乳幼児配合食品 ^c	0.08（固体製品で測定）
乳幼児用補助食品	0.2
特殊医療用調製食品（特殊医学用途乳幼児用配合食品に関する品目を除く）	
10歳以上の人のための製品	0.5（固体製品で測定）
1～10歳の人のための製品	0.15（固体製品で測定）
栄養補助食品	0.5
スポーツ栄養食品	
固体、半固体又は粉末状	0.5
液体	0.05
妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品	0.5
その他類	
ゼリー	0.4
膨化食品	0.5
茶葉	5.0
干菊花	5.0
苦丁茶	2.0
蜂蜜	0.5
花粉（松花粉、アブラナの花粉を除く）	0.5
アブラナの花粉	1.0
松花粉	1.5
^a もみは玄米で測定する。 ^b 生鮮香辛料（生姜、葱、大蒜等）は同一の生鮮野菜（又は生鮮果物）の品目で計る。 ^c 液体乳幼児配合食品の最大許容量は8:1で換算する。	

4.1.2 検査方法については、容器入り飲用水はGB 8538に規定された方法、その他の食品はGB 5009.12に規定された方法に従って測定する。

4.2 カドミウム

4.2.1 食品中のカドミウムの最大許容量指標については表2を参照のこと。

表2 食品中のカドミウムの最大許容量指標

食品分類 (名称)	最大許容量 (Cd で測定) mg/kg
穀類及び穀類製品	
穀類 (もみ ^a を除く)	0.1
穀類製粉加工品 (玄米、米 (粉) を除く)	0.1
もみ ^a 、玄米、米 (粉)	0.2
野菜及び野菜製品	
生鮮野菜 (葉菜類、豆類、塊根及び塊茎野菜、茎菜、ウコンカンゾウを除く)	0.05
葉菜類	0.2
豆類、塊根及び塊茎野菜、茎菜 (セロリを除く)	0.1
セロリ、ウコンカンゾウ	0.2
果物及び果物製品	
生鮮果物	0.05
キノコ及びキノコ製品 (シイタケ、アミガサタケ、シシタケ、アイタケ、アンズタケ、ナラタケ、マツタケ、ポルチーニ茸、シロアリタケ、チチタケ、トリュフ、ヒメマツタケ、きくらげ、シロキクラゲ及び以上のキノコの製品を除く)	0.2
シイタケ及びシイタケ製品	0.5
アミガサタケ、シシタケ、アイタケ、アンズタケ、ナラタケ及びそれらのキノコ製品	0.6
マツタケ、ポルチーニ茸、シロアリタケ、チチタケ及びそれらのキノコ製品	1.0
トリュフ、ヒメマツタケ及びそれらのキノコ製品	2.0
きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品	0.5 (乾燥重量)
豆類及び豆類製品	
豆類	0.2
ナッツ及び種子類	
落花生	0.5
肉及び肉製品 (家禽の内臓及びその製品を除く)	0.1
家禽の肝臓及びその製品	0.5
家禽の腎臓及びその製品	1.0
水産動物及びその製品	
生鮮、冷凍水産動物	

魚類	0.1
甲殻類（海蟹、シヤコを除く）	0.5
海蟹、シヤコ	3.0
二枚貝類、腹足類、頭足類、棘皮類	2.0（内臓除去）
水産製品	
魚類缶詰	0.2
その他魚類製品	0.1
卵及び卵製品	0.05
調味料	
食塩	0.5
魚類調味料	0.1
飲料類	
容器入り飲用水（ミネラルウォーターを除く）	0.005mg/L
ミネラルウォーター	0.003mg/L
特殊用途食品	
乳幼児穀類補助食品	0.06
^a もみは玄米で測定する。	

4.2.2 検査方法については、容器入り飲用水はGB 8538に規定された方法、その他の食品はGB 5009.15に規定された方法に従って測定する。

4.3 水銀

4.3.1 食品中の水銀の最大許容量指標については表3を参照のこと。

表3 食品中の水銀の最大許容量指標

食品分類（名称）	最大許容量（Hgで測定）	
	mg/kg	
	総水銀	メチル水銀 ^a
水産動物及びその製品（肉食性魚類及び肉食性魚類製品を除く）	—	0.5
肉食性魚類及びその製品（マグロ、キンメダイ、カジキ、サメ及び以上の魚類製品を除く）	—	1.0
マグロ及びマグロ製品	—	1.2
キンメダイ及びキンメダイ製品	—	1.5
カジキ及びカジキ製品	—	1.7
サメ及びサメ製品	—	1.6
穀類及び穀類製品		

もみ ^b 、玄米、米（粉）、トウモロコシ、コーンフラワー、コーンミール（コーングリッツ）、小麦、小麦粉	0.02	—
野菜及び野菜製品 生鮮野菜	0.01	—
キノコ及びキノコ製品（きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品を除く）	—	0.1
きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品	—	0.1（乾燥重量）
肉及び肉製品 肉類	0.05	—
乳及び乳製品 生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳	0.01	—
卵及び卵製品 新鮮な卵	0.05	—
調味料 食塩	0.1	—
飲料類 ミネラルウォーター	0.001mg/L	—
特種用途食品 乳幼児用缶詰補助食品	0.02	—
注：「—」は、相応する最大許容量の要件がないことを指す。		
^a メチル水銀の最大許容量を指定する食品は、まず総水銀を測定し、その総水銀の含有量がメチル水銀の最大許容量の値を超えていない場合は、最大許容量の要件に適合すると判定し、メチル水銀を測定する必要はない。最大許容量を超えていた場合は、メチル水銀を測定してから判定しなければならない。		
^b もみは玄米で測定する。		

4.3.2 検査方法については、ミネラルウォーターはGB 8538に規定された方法、その他の食品はGB5009.17に規定された方法に従って測定する。

4.4 ヒ素

4.4.1 食品中のヒ素の最大許容量指標については表4を参照のこと。

表4 食品中のヒ素の最大許容量指標

食品分類（名称）	最大許容量（Asで測定） mg/kg	
	総ヒ素	無機ヒ素 ^b
穀類及び穀類製品		
穀類（もみ ^a を除く）	0.5	—
もみ ^a	—	0.35
穀類製粉加工品（玄米、米（粉）を除く）	0.5	—
玄米	—	0.35
米（粉）	—	0.2
水産動物及び水産動物製品（魚類及び魚類製品を除く）	—	0.5
魚類及び魚類製品	—	0.1
野菜及び野菜製品		
生鮮野菜	0.5	—
キノコ及びキノコ製品（マツタケ及びマツタケ製品、きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品を除く）	—	0.5
マツタケ及びマツタケ製品	—	0.8
きくらげ及びきくらげ製品、シロキクラゲ及びシロキクラゲ製品	—	0.5（乾燥重量）
肉及び肉製品	0.5	—
乳及び乳製品		
生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発酵乳	0.1	—
粉乳及び調整粉乳	0.5	—
油脂及び油脂製品（魚油及び魚油製品、クリルオイル及びクリルオイルを除く）	0.1	—
魚油及び魚油製品、クリルオイル及びクリルオイル	—	0.1
調味料（水産調味料、複合調味料及び香辛料類を除く）	0.5	—
水産調味料（魚類調味料を除く）	—	0.5
魚類調味料	—	0.1
複合調味料	—	0.1
食用砂糖及びでん粉糖	0.5	—
飲料類		
容器入り飲用水	0.01mg/L	—

カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品、及びキャンディ カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品	0.5	-
特別用途食品		
乳幼児用補助食品		
乳幼児用穀物補助食品（藻類を含む製品を除く）	-	0.2
藻類を含む製品	-	0.3
乳幼児用缶詰補助食品（水産物及び動物性の肝臓を原料とする製品を除く）	-	0.1
水産物及び動物性の肝臓を原料とする製品	-	0.3
栄養補助食品	0.5	
スポーツ栄養食品		-
固体、半固体又は粉末状	0.5	-
液体	0.2	-
妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品	0.5	-
注：「-」は、相応する最大許容量の要件がないことを指す。		
^a もみは玄米で測定する。 ^b 無機ヒ素の最大許容量を指定する食品は、まず総ヒ素を測定し、その総ヒ素の含有量が無機ヒ素の最大許容量の値を超えていない場合は、最大許容量の要件に適合すると判定し、無機ヒ素を測定する必要はない。最大許容量を超えていた場合は、無機ヒ素を測定してから判定しなければならない。		

4.4.2 検査方法については、ミネラルウォーターはGB 8538に規定された方法、その他の食品はGB5009.11に規定された方法に従って測定する。

4.5 スズ

4.5.1 食品中のスズの最大許容量指標については表5を参照のこと。

表5 食品中のスズの最大許容量指標

食品分類（名称） ^a	最大許容量（Snで測定） mg/kg
食品（飲料類、乳幼児用配合食品、乳幼児用補助食品を除く）	250
飲料類	150
乳幼児用配合食品、乳幼児用補助食品	50
^a 缶詰用錫めっき薄板容器で包装された食品に限る。	

4.5.2 検査方法については、GB5009.16 に規定された方法に従って測定する。

4.6 ニッケル

4.6.1 食品中のニッケルの最大許容量については表 6 を参照のこと。

表 6 食品中のニッケルの最大許容量指標

食品分類（名称）	最大許容量（Ni 測定） mg/kg
油脂及び油脂製品 水素添加植物性油脂、水素及び（又は）部分水素添 加油脂を含めた油脂製品	1.0

4.6.2 検査方法については、GB5009.138 に規定された方法に従って測定する。

4.7 クロム

4.7.1 食品中のクロムの最大許容量指標については表 7 を参照のこと。

表 7 食品中のクロムの最大許容量指標

食品分類（名称）	最大許容量（Cr 測定） mg/kg
穀類及び穀類製品 穀類 ^a 穀類製粉加工品	1.0 1.0
野菜及び野菜製品 生鮮野菜	0.5
豆類及び豆類製品 豆類	1.0
肉及び肉製品	1.0
水産動物及び水産動物製品	2.0
乳及び乳製品 生乳、パステライズ牛乳、殺菌乳、調製乳、発 酵乳 粉乳及び調整粉乳	0.3 2.0
^a もみは玄米で測定する。	

4.7.2 検査方法については、GB5009.123 に規定された方法に従って測定する。

4.8 亜硝酸塩、硝酸塩

4.8.1 食品中の亜硝酸塩、硝酸塩の最大許容量指標については表8を参照のこと。

表8 食品中の亜硝酸塩、硝酸塩の最大許容量指標

食品分類（名称）	最大許容量 mg/kg	
	亜硝酸塩 (NaNO ₂ で測定)	硝酸塩 (NaNO ₃ で測定)
野菜及び野菜製品 野菜の味噌漬	20	—
乳及び乳製品 生乳 粉乳及び調整粉乳	0.4 2.0	— —
飲料類 容器入り飲用水（ミネラルウォーターを除く） ミネラルウォーター	0.005mg/L (NO ₂ ⁻ で測定) 0.1mg/L (NO ₂ ⁻ で測定)	— 45mg/L (NO ₃ ⁻ で測定)
特別用途食品 乳幼児用配合食品 ^a 乳児用配合食品、比較的大きな乳児用配合食品、幼児用配合食品 乳児用特殊医療用配合食品 乳幼児用補助食品 乳幼児用穀類補助食品 乳幼児用缶詰補助食品 特殊医療用配合食品（乳児用特殊医療用配合食品に関連する品目を除く） 栄養補助食品 妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品	2.0 ^b (粉末状製品で測定) 2.0 (粉末状製品で測定) 2.0 ^d 4.0 ^d 2.0 ^e (粉末状製品で測定) 2.0 ^b 2.0 ^d	100 ^c (粉末状製品で測定) 100 (粉末状製品で測定) 100 ^c 200 ^c 100 ^c (粉末状製品で測定) 100 ^c 100 ^c
注：「—」は、相応する最大許容量の要件がないことを指す。		
a 液体乳幼児配合食品の最大許容量は、8:1で換算する。		
b ホエイ粉末製品にのみ適用。		
c 野菜及び果物を含む製品には適用しない。		
d 豆類を含む製品には適用しない。		
e ホエイ製品（豆類成分を含まない）にのみ適用する。		

4.8.2 検査方法については、飲料類はGB8538に規定された方法、その他の食品はGB5009.33に規定された方法に従って測定する。

4.9 ベンゾ(a)ピレン

4.9.1 食品中のベンゾ(a)ピレンの最大許容量指標については表 9 を参照のこと。

表 9 食品中のベンゾ(a)ピレンの最大許容量指標

食品分類（名称）	最大許容量 $\mu\text{g}/\text{kg}$
穀類及びその製品 もみ ^a 、玄米、米（粉）、小麦、小麦粉、トウモロコシ、コーンフラワー、コーンミール（コーングリッツ）	2.0
肉及び肉製品 燻製肉、煮込んだ肉、焼いた肉類	5.0
水産動物及びその製品 燻製水産物、焼いた水産物	5.0
乳及び乳製品 ホイップクリーム、クリーム、無水バター	10
油脂及び油脂製品	10
^a もみは玄米で測定する。	

4.9.2 検査方法については、GB5009.27 に規定された方法に従って測定する。

4.10 N-ニトロソジメチルアミン

4.10.1 食品中のN-ニトロソジメチルアミンの最大許容量指標については表 10 を参照のこと。

表 10 食品中のN-ニトロソジメチルアミンの最大許容量指標

食品分類（名称）	最大許容量 $\mu\text{g}/\text{kg}$
肉及び肉製品 肉製品（肉類缶詰を除く） ジャーキー製品	3.0 3.0
水産動物及び水産動物製品 水産製品（水産物缶詰を除く） 乾燥水産物	4.0 4.0

4.10.2 検査方法については、GB5009.26 に規定された方法に従って測定する。

4.11 ポリ塩化ビフェニル

4.11.1 食品中のポリ塩化ビフェニルの最大許容量指標については表 11 を参照のこと。

表 11 食品中のポリ塩化ビフェニルの最大許容量指標

食品分類（名称）	最大許容量 ^a μg/kg
水産動物及び水産動物製品	20
油脂及び油脂製品 水産動物油脂	200
^a ポリ塩化ビフェニルは PCB28、PCB52、PCB101、PCB118、PCB138、PCB153、PCB180 の総和で計算する。	

4.11.2 検査方法については、GB5009.190 に規定された方法に従って測定する。

4.12 3-MCPD

4.12.1 食品中の 3-MCPD の最大許容量指標については表 12 を参照のこと。

表 12 食品中の 3-MCPD の最大許容量指標

食品分類（名称） ^a	最大許容量 mg/kg
調味料（固体調味料を除く）	0.4
固体調味料	1.0
^a 酸加水分解植物性たんぱくを含む製品に限る。	

4.12.2 検査方法については、GB5009.191 に規定された方法に従って測定する。

付録 A

食品分類（名称）の説明

食品分類（名称）の説明については表 A.1 を参照のこと。

表 A.1 食品分類（名称）の説明

果物及び 果物製品	生鮮果物（未加工、表面処理済み、皮を除去又はカット済み、冷凍果物） 液果及びその他小粒果物（例えば、クランベリー、グースベリー等） その他の新鮮な果物（サトウキビを含む） 果物製品 果物缶詰 乾燥果物類 酢、油又は塩漬け果物 ジャム（ピューレ） 果物の砂糖漬け（サンザシ巻きを含む） 発酵果物製品 煮た果物、又は揚げた果物 果物菓子 その他果物製品
野菜及び 野菜製品 （イモ類 含む、キノ コを除く）	生鮮野菜（未加工、表面処理済み、皮を除去又はカット済み、冷凍野菜） アブラナ科野菜 葉菜類（アブラナ科葉菜を含む） 豆類 塊根及び塊茎野菜（イモ類、にんじん、だいこん、生姜など） 茎菜 その他生鮮野菜（ウリ類、鱗茎菜類及び水生類、もやし類、及びタケノコ、ウコンカンゾウなどの多年生野菜） 野菜製品 野菜缶詰 乾燥野菜 野菜の味噌漬け 野菜ピューレ（ペースト） 野菜の水煮又は揚げた野菜 その他野菜製品
キノコ及	生鮮キノコ（未加工、表面処理済み、皮を除去又はカット済み、

<p>びキノコ 製品</p>	<p>冷凍のキノコ)</p> <p>マッシュルーム <i>Agaricus bisporus</i> (J.E. Lange) Imbach ひらたけ <i>Pleurotus ostreatus</i> (Jacq.) P. Kumm シイタケ <i>Lentinula edodes</i> (Berk.) Pegle ナラタケ <i>Armillaria mellea</i> (Vahl.) P. Kumm ポルチーニ茸 (<i>Boletus bainiugan</i> Dentinger、アカジコウ <i>Lanmaoa asiatica</i> G. Wu & Zhu L. Yang、コゲチャイロガワリ <i>Sutorius brunneissimus</i> (W.F. Chiu) G. Wu & Zhu L. Yang、 アカヤマドリ <i>Rugiboletus extremiorientalis</i> (Lj.N. Vassiljeva) G. Wu & Zhu L. Yang) マツタケ <i>Tricholoma matsutake</i> (S. Ito & S. Imai) Singer トリュフ <i>Tuber</i> spp. アイタケ <i>Russula virescens</i> (Schaeff.) Fr. シロアリタケ <i>Termitomyces</i> spp. アンズタケ <i>Cantharellus</i> spp. チチタケ (乳茸) <i>Lactarius volemus</i> (Fr.) アミガサタケ <i>Morchella importuna</i> M. Kuo, O'Donnell & T. J. Volk シシタケ <i>Sarcodon imbricatus</i> (L.) P. Karst. ヒメマツタケ <i>Agaricus blazei</i> Murrill きくらげ (アラゲキクラゲ <i>Auricularia cornea</i> Ehrenb、 <i>Auricularia heimuer</i> F. Wu, B. K. Cui & Y. C. Dai) シロキクラゲ <i>Tremella fuciformis</i> Berk. その他生鮮キノコ</p> <p>キノコ製品</p> <p>キノコ缶詰 キノコ漬物 (キノコの味噌漬け、塩漬け、甘酢漬けなど) キノコ水煮又は揚げたキノコ その他キノコ製品</p>
<p>穀類及び 穀類製品 (ベーカ リー製品 を除く)</p>	<p>穀類</p> <p>もみ トウモロコシ 小麦 大麦 (ハイランド大麦を含む) その他穀類 (粟 (アワ)、コウリャン、ライ麦、エンバク、ソ バなど)</p>

	<p>穀類製粉加工品</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄米（有色米を含む） 米（粉） 小麦粉（ブランを含む） トウモロコシ粉、コーンミール（コーングリッツ） オートミール その他殻を除去した穀類（アワ、コウリヤンの実、大麦の実、もちあわなど） <p>穀類製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 米製品（ビーフン、ライスヌードルなど） 小麦粉製品 <ul style="list-style-type: none"> 生麺・ゆで麺製品（麺、餃子の皮、ワンタンの皮、シュウマイの皮など） 乾麺製品 発酵麺製品 練り小麦粉（魚や食肉用の練り小麦粉など）、衣、揚げ物粉 グルテン その他麦粉製品 トウモロコシ製品（トウモロコシ麺、コーンフレークなど） その他穀類製品（具入りの麺製品や米製品、粥の缶詰など）
豆類及び豆類製品	<p>豆類（乾燥豆、乾燥豆をひいた粉）</p> <p>豆類製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 非発酵豆製品（豆乳、豆腐類、乾燥豆腐類、干し湯葉類、調理豆類、大豆たんぱく膨化食品、大豆ミート類など） 発酵豆製品（腐乳類、納豆、豆鼓、豆鼓製品など） 豆類缶詰 その他豆類製品（こしあんを含む）
藻類及び藻類製品	<p>生鮮藻類（未加工、表面処理済み、皮を除去又はカット済み、冷凍の藻類）</p> <ul style="list-style-type: none"> スピルリナ その他生鮮藻類 <p>藻類製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 藻類缶詰 乾燥藻類 塩付け藻類 藻類の水煮、又は揚げた藻類

	<p>その他藻類製品</p>
ナッツ及び種子類	<p>生又は乾燥ナッツ及び種子類（穀類の種子及び豆類を除き、コーヒー豆、カカオ豆を含む）</p> <p>ナッツ及び種子類製品</p> <p>調理済みナッツ及び種子類（殻付き、殻なし、皮付き）</p> <p>ナッツ及び種子類缶詰</p> <p>ナッツ及び種類のピューレ（ジャム）（落花生ジャムなど）</p> <p>その他ナッツ及び種子類製品（ナッツの漬物など）</p>
肉及び肉製品	<p>肉類（生鮮、冷蔵、冷凍肉など）</p> <p>家畜・家禽の肉</p> <p>家畜・家禽の内臓（肝臓、腎臓、肺、腸など）</p> <p>肉製品（内臓製品、動物血製品を含む）</p> <p>調理肉製品</p> <p>下処理済み肉製品（生肉に調味料を添加）</p> <p>塩漬け肉製品類（塩漬け肉、ベーコン、アヒルの塩漬け、中国式ハム、ソーセージなど）</p> <p>加工肉製品</p> <p>肉類缶詰</p> <p>ソース煮込み肉製品類</p> <p>燻製肉、煮込んだ肉、焼いた肉類</p> <p>揚げた肉類</p> <p>西洋式ハム（燻製焼き、燻煙、蒸し煮ハム）類</p> <p>肉腸詰類</p> <p>発酵肉製品類</p> <p>その他加工肉製品</p>
水産動物及び水産動物製品	<p>生鮮、冷凍の水産動物</p> <p>魚類</p> <p>非肉食性魚類</p> <p>肉食性魚類（マグロ、キンメダイ、カジキ、サメなど）</p> <p>甲殻類（エビ類、カニ類など）</p> <p>軟体動物</p> <p>頭足類</p> <p>二枚貝類</p> <p>腹足類</p> <p>その他軟体動物</p> <p>棘皮類</p>

	<p>その他生鮮、冷凍の水産動物</p> <p>水産製品</p> <p>水産物缶詰</p> <p>魚のすり身製品（つみれなど）</p> <p>塩漬け水産物</p> <p>魚卵製品</p> <p>燻製、焼いた水産物</p> <p>発酵水産物</p> <p>その他水産製品</p>
乳及び乳製品	<p>生乳</p> <p>パステライズ牛乳</p> <p>殺菌乳</p> <p>調製乳</p> <p>発酵乳</p> <p>濃縮乳製品</p> <p>ホイップクリーム、クリーム、無水バター</p> <p>粉乳及び調製粉乳</p> <p>ホエイ粉末及び乳清タンパク質粉末</p> <p>チーズ</p> <p>再製塩チーズ</p> <p>その他乳製品（カゼインなど）</p>
卵及び卵製品	<p>生鮮の卵</p> <p>卵製品</p> <p>漬け込み卵</p> <p>酒粕漬け卵</p> <p>ピータン</p> <p>塩漬け卵</p> <p>その他卵製品</p>
油脂及び油脂製品	<p>植物性油脂（食用植物性調和油及び魚油を添加した調和油）</p> <p>動物性油脂（ラード、牛脂、魚油、クリルオイルなど）</p> <p>油脂製品</p> <p>水素添加植物性油脂</p> <p>水素及び（又は）部分水素添加油脂を含めた油脂製品</p> <p>その他油脂製品</p>
調味料	<p>食塩</p> <p>化学調味料</p>

	<p> 酢 醤油 醸造味噌 香辛料類 香辛料及び粉末 香辛料オイル 香辛料ペースト（マスタードソース、練りわさびなど） その他香辛料加工品 水産調味料 魚類調味料（魚醤など） その他水産調味料（オイスターソース、エビ油など） 複合調味料（料理酒、固体スープ調味料、チキンエキス、チキンコンソメ、マヨネーズ、サラダドレッシング、調味スープなど） その他調味料 </p>
飲料類	<p> 容器入り飲用水 ミネラルウォーター 精製水 その他容器入り飲用水 果物・野菜ジュース類及び果物・野菜飲料（リンゴジュース、リンゴ酢、サンザシジュース、サンザシ酢など） 果物・野菜ジュース（ペースト） 濃縮果物・野菜ジュース（ペースト） 果物・野菜ジュース（ペースト）類飲料 たんぱく質飲料 乳飲料（発酵乳飲料、調製乳飲料、乳酸菌飲料など） 植物性たんぱく質飲料 複合たんぱく質飲料 その他たんぱく質飲料 炭酸飲料 茶系飲料 コーヒー類飲料 植物性飲料 フレーバー飲料 固形飲料[インスタントコーヒー、挽きコーヒー(焙煎コーヒー)] 特殊用途飲料 その他飲料 </p>

酒類	蒸留酒（白酒、ブランデー、ウイスキー、ウオッカ、ラム酒など） 混成酒 発酵酒（ワイン、黄酒、果実酒、ビールなど）
食用砂糖 及びでん 粉糖	食用砂糖（角砂糖、ブロック状ブラウンシュガー、原料糖、糖蜜、 部分的な転化糖、メープルシロップを含む） 乳糖 でん粉糖（ブドウ糖、イソマルトオリゴ糖、異性化液糖、麦芽糖、 マルトデキストリン、グルコースシロップなど）
でん粉及 びでん粉 製品（穀 類、豆類及 び塊根植 物から抽 出された でん粉を 含む）	食用でん粉 でん粉製品（えびせんべいなど）
ベーカリー 製品	パン ケーキ（月餅を含む） ビスケット その他ベーカリー製品
カカオ製 品、チョコ レート及 びチョコ レート製 品とキャン ディ	カカオ製品、チョコレート及びチョコレート製品（ココアバター 代用脂チョコレート及びココアバター代用脂チョコレート製品 を含む） キャンディ（ガム形キャンディを含む）
氷菓	アイスクリーム アイスシャーベット アイスフロスト（icefrost） アイスキャンディー フレーバーアイス 食用氷 その他氷菓
特殊用途	乳幼児用配合食品

食品	乳児用配合食品 比較的大きな乳児用配合食品 幼児用配合食品 乳児用特別医療目的用配合食品 乳幼児用補助食品 乳幼児用穀類補助食品 乳幼児用缶詰補助食品 特別医療目的配合食品（乳児用特殊医療用配合食品に関連する品目を除く） その他特別用途食品（栄養補助食品、スポーツ栄養食品、妊娠中及び授乳中の女性向け栄養補助食品など）
その他類 （上記食品以外の食品）	ゼリー 膨化食品 蜂蜜 花粉 茶葉 干菊花 苦丁茶